

歴史・文化を活かした住宅地とコミュニティ再生の持続性向上

—日本・韓国・台湾における住宅地の都市再生事例の実態と比較から—

主査 中西 正彦^{*1}

委員 藤岡 麻理子^{*2}, 楊 恵亘^{*3}

本研究は、歴史・文化を活かしたまちづくりとコミュニティの持続性に着目し、日本・韓国・台湾の状況を調査し、比較を通じて、住宅地の歴史・文化を活かしたまちづくりの望ましい方策とその要件を探るものである。対象都市・地域を選定し、現地調査、文献調査等を行い、歴史文化を活かしたまちづくりの持続性向上の要件を導き出した。すなわち、地域活性化の地元主体の姿勢、行政の支援策の適切性、専門的知見をもつ者の様々な関わり、主体や体制の重層化等である。一方で、その具体的な姿について、国や都市による違いも明らかとなった。日本・韓国・台湾の比較研究は相互に資するところが大きく、今後も知見の共有を図っていくことが望ましい。

キーワード：1) 歴史まちづくり, 2) コミュニティ再生, 3) 市民参加, 4) 東アジア, 5) 韓国,
6) 台湾, 7) 金沢市, 8) 水原市, 9) 全州市, 10) 台南市

Sustainable Regeneration of Residential Area and its Communities based on Local Historical and Cultural Context - Case studies in South Korea, Taiwan and Japan -

Ch. Masahiko Nakanishi

Mem. Mariko Fujioka, Yang Hui-Hsuan

This study explores a key to the sustainability of community development activities based on historical and cultural context in residential areas as well as communities there by comparing cases in South Korea, Taiwan and Japan. Through literature review, on-site survey and interviews, it derived requirements for such sustainability, including community-centered revitalization, appropriate governmental support measures, involvement of people with specialized knowledge and skills, and multi-layered stakeholders and systems. It also shows differences among towns and countries in how and to what extent those requirements are implemented. Thus, sharing experiences among three countries is mutually beneficial and needs to be continued.

1. はじめに

1.1 背景と目的

近年、高齢化や施設の老朽化、居住をめぐる環境の変化などから、住宅地の衰退が問題視されてきており、住宅地およびコミュニティ再生の必要性が高まっている。その方策は様々だが、地域の魅力や個性を高め、そこに住み続けたいと思わせる環境をハード・ソフト両面から創り出し、価値を向上させることは不可欠である。

本研究ではその方策として、その地域の個性、特に歴史・文化に根ざした再生に着目する。歴史とは地域が通ってきた経験の積層であり、地域固有性の源である。文化の指すところは広汎であるが、歴史の中で育まれてきた文化は、地域を特徴づけるものとなる。そうした歴史・文化を活かしたまちづくりは中心市街地のみならず、住宅地においても有効であるが、同時に課題もある。例え

ば、歴史的町並みを維持することは良好な居住環境の保全や人や経済の呼び込みにつながりうるが、一方で保全のための規制が住民から嫌われ、住む場所としての持続性の妨げになるという指摘もある。

海外に目を向けると、特に2000年代以降、東アジアで歴史や文化を活かした都市・コミュニティ再生の動きが活発である。韓国では「都市再生」の名称で、地域のコミュニティ再生にハード・ソフトの両面から取り組んでいる^{注1)}。規制緩和による大規模開発の誘発策であるわが国の都市再生とは異なり、住宅団地の一部建替と交流施設の整備、老朽化した密集住宅地のアートを導入した魅力向上等が全国で進められている。国策として、多額の補助金導入による大胆な整備を通じたコミュニティ再生を図っているが、その中で歴史・文化は考慮すべき重要要素とされている。

^{*1} 横浜市立大学大学院 教授 博士（工学）

^{*2} 國學院大學 准教授 博士（学術）

^{*3} 國學院大學 専任講師 博士（工学）

台湾の場合、旧工場施設などの産業遺産や歴史的市街地の建物ストックを活かした、文創園区と呼ばれるアートと歴史を融合した市街地整備が盛んである。大規模リノベーションによる商業施設整備もあれば、住宅市街地のアートによる整備も進められているが、新たな産業創出の意味もあり、歴史文化・都市空間整備・産業経済といった多分野が融合する事業ともなっている。

両国とも独自の市街地形成に至っており、取組み手法の独自性も伺えるが、一方で、歴史・文化を活かすという視点から、わが国のコミュニティ再生に参考になる面も多い。実際、両国の取組みに関しては、わが国でもいくつもの事例が紹介されてきた^{注2)}。しかし、特徴ある政策は政治を含む社会状況の影響を受けやすく、今後、こうした取組みが確実に受け継がれ、発展していけるかは定かではない。また整備の成果が実際の魅力や価値の向上、そして持続性の向上にどうつながっているか、その後の調査報告は十分ではない。

本研究は、歴史・文化を活かしたまちづくりとコミュニティ再生の持続性に着目し、日本・韓国・台湾の状況を調査し、比較を通じて、住宅地の歴史・文化を活かしたコミュニティ再生の望ましい方策とその要件を探るものである。

1.2 研究の方法と対象都市の選定

研究は次の3ステップで行った。

(1) WEB および文献調査

韓国・台湾ともに、歴史と文化を活かした都市・コミュニティ再生の事例報告は比較的多くなされており、文献・Web 調査によりまずその基本的な状況を整理した。

(2) 現地訪問によるインタビューおよび実態調査

検討の糸口として、まずわが国の歴史・文化を活かしたまちづくりの事例について、自治体担当者へのインタビュー調査と現地視察を行った。対象地は石川県金沢市の金石・大野地区である。歴史に根ざした都市づくりを長く積極的に展開してきた都市であること、韓国・台湾での調査対象都市と位置づけや都市規模等で類似していることなどを踏まえ金沢市を選定した。さらに、同市の中でも中心市街地や商業核地区ではなく、特にまちづくりの取組みが住民コミュニティによって始まり、継続しているという観点から金石・大野地区を選定した。現地調査は2023年12月3～4日に実施した^{注3)}。

韓国と台湾については、自治体担当者と専門家へのインタビュー調査、および現地視察による実態調査を行った。韓国は水原市および全州市、台湾は台南市を対象都市とした。筆者らのこれまでの調査から、両国とも国策として都市再生政策が行われてきたが、その発案は首都ないし歴史をもつ大都市自治体からであったことがわか

っている。事例もそれらの自治体で特に多い一方、特に首都（ソウル市、台北市）は一極集中が進み、開発可能性や事業性が優位であるという特徴がある。そのため、普遍性の観点から、地方中核的な歴史都市を主たる調査対象とした。なお、対象地選定にあたって文献調査のほか、各国の学識者に情報及び意見を求め、各国における都市の位置づけ、人口規模や立地から中核的な都市とみなせること、歴史を活かしたまちづくりにおいて特徴的・先進的な取組みを行っていること、などの情報を得て勘案した。現地調査は、台湾は2024年3月10～16日、韓国は同年8月4～11日に行った。

2. 日本・金沢市金石・大野地区における歴史を活かしたまちづくりの展開

2.1 金沢市における歴史的環境保全の展開

金沢市は全国的にみても早期から歴史的環境を重視し、その保全に取り組んできた自治体である。1968年に伝統環境保存条例が制定されたが、同種の市町村条例としては全国最初のものであり、また、保存と開発の調和という金沢のまちづくりの基本が形となった最初のものである。1989年には地区の性格づけを明示し、開発に対して規制を行う仕組みを備えた都市景観条例に発展し、2009年には景観法に基づく金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（景観条例）へと展開した。この間、1994年にこまちなみ保存条例、1996年に用水保全条例、1997年に斜面緑地保全条例、2002年に金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例というように、個別の要素・テーマに沿った保全制度を条例によって創設していることが大きな特徴である。

2.2 金石・大野地区にみる歴史を活かしたまちづくり

1) 金石・大野地区の概要

金石・大野地区はいずれも金沢港近くに位置し、江戸時代には北前船の寄港地として栄えた地区である。両地区の中心部はやや距離を隔てており、地区の特徴やコミュニティは異なっている。大野地区は醤油の産地としても知られ、現在でも醤油や味噌を醸造する蔵元がある。近年は蔵や工場のリノベーションによる活用も進んでいる。このような地域産業を有する大野地区に対し、金石地区は商店が混在した住宅地区の性格が強いが、古くからの町屋などが散在的に残り、町屋再生の動きもみられる。両地区ともまちづくりへの住民意識は元々高く、歴史的建造物の再生・活用の取組みや地域の魅力発信イベントなどが継続的に取り組まれてきた。

2) 金石・大野地区における保全制度の適用

大野地区は1996年、金石地区は2002年にこまちなみ保存条例に基づくこまちなみ保存区域に指定されている。

「歴史的な価値を有する武家屋敷、町家、寺院その他の建造物又はこれらの様式を継承した建造物が集積し、歴史的な特色を残すまちなみ」をこまちなみと位置づけ、保全の対象とするもので、市民等が「相互に連携及び協力をして、これらのこまちなみを保存育成するよう努める」ことを求めており、住民にまちづくりへの意識があることも指定の要件となる。現在指定されている9区域のうち7区域は旧城下町地区に位置するが、金石地区と大野地区は日本海に面した立地である（図2-1）。区域内では特徴をよくとどめる建造物をこまちなみ保存建造物として登録することができ、修理・修景に対する補助も用意されている。また、こまちなみ保存区域はいずれも景観条例に基づく伝統環境保存区域の伝統的街並み区域が重複して指定されている^{注4)}。伝統環境保存区域では、生垣整備、外構修景、土塀修復、修景のための建築設計等に補助を申請することができる。

なお大野地区では、こまちなみ保存区域内の一部において、2021年に条例に基づく「こまちなみ保存協定」が締結された。従来のこまちなみ保存区域における修理・修景への補助に加え、まちなみ修復のための修理・修景についての財政援助が見込まれている。大野地区では保存区域拡張の要望も地元から出されている^{注5)}。修理修景補助等も踏まえて制度適用が地域に制約ではなくメリットとして捉えられていると考えられる。



図2-1 金沢市におけるこまちなみ保存区域指定
(中段の図、海沿いに金石地区、大野地区が位置する)

3) 地域のまちづくりの展開経緯

①大野地区におけるまちづくりの動き

大野地区では、1980年代からまちづくりの取り組みがみられる（1988年大野まちづくり委員会発足、1989年魅力発信イベント「大野こまちなみフェスタ」開催、1994年「金沢みなと・大野まちづくり21」発足）。1997年には遊休化した蔵の改修と転用の取り組みが始まった。当初は一棟のまろみ蔵を地元の人々の溜まり場とするための取り組みだったが、その後、蔵の改修・転用は数を増やしていった。様々な専門性やスキルをもつ人を巻き込んだり、蔵でイベントを開催したりするなど、活動と空間は地域外の人にも開かれ、「金沢大野くらくらアートプロジェクト」へと展開し、アトリエやギャラリーとしての蔵の活用が進んだ^{文2)}。様々なプロジェクトを展開していく中では、地元で要請されたまちづくりの専門家がコーディネーターとして関わっていた。近年は、ワンコイン食堂や駄菓子屋などが開業し地域内での新たな賑わいが生まれているほか、ギャラリーやカフェへの町家や蔵の転用も進み、地域の年次イベントの際には修復された町家を巡るツアーが実施される等、対外的な取り組みも行われている。

②金沢21世紀美術館との連携

金沢21世紀美術館は自治をキーワードに多様なアート活動を展開するプログラムを2017年度より実施していたが、その一環として2018年から2022年度には金石・大野地区に拠点をおく「自治区金石大野芸術計画」が実施された。アーティスト・イン・レジデンスの活動やアートを通じた地域へのコミュニティ参画が進められた。

③金石地区における町家再生の動き

住宅地としての性格が強い金石地区は大野地区に比べ町家の改修事例は少ないが、2023年には空き家となっていた町家を改修した「金石町家」がオープンした。「まちの居場所」として図書室、アトリエ、コワーキングスペースなどを備え、多様な世代に開かれている。

また、地域の建築家が築100年以上の町家の改修を通し、町家を現代においても良質な住居として使い続けられるようにする改修モデルを提示した「金石町家つなぎプロジェクト」も2019～2020年に行われていた。

2.3 歴史を活かしたまちづくりの持続性にかかる論点

以上を踏まえ地域主体による歴史を活かしたまちづくりの持続性向上について要件や論点を考察し、それをもって台湾・韓国の調査の主要な視点とする。

まず、地域主体の意識・取り組みの姿勢の明確さである。住民の姿勢はもちろん、地場に根ざした事業者等の民間企業や団体の事業力と推進力は重要である。

行政の役割としては地域を位置づけることや支援制度の導入・適用があるが、そのタイミングも重要な論点と

いえる。地域に取組みの意思・活動の芽がなければ、区域指定や補助の制度を設けても適切に機能しない。逆に意思や芽があるところに適切なタイミングで調査や制度創設と適用の働きかけがあると、それが具体的な活動の展開へとつながる。その際、支援の具体的方策、特に金銭的支援の適切性も問われる。ハード整備を伴うまちづくりでは必要経費は比較的大きくなるが、対象の選定方法、支出可能な行為、市と住民や事業主体の負担割合など、支援策のきめ細やかな設定が支援を有効に機能させるには欠かせない。

さらに、取組みを適切に進めるために有効と考えられるのが、専門的知見と技能をもつ者の関与である。歴史性の理解から保全・継承、空間整備の設計、コミュニティの合意形成等、様々な面において広く理念的活動を導き、具体的な事業化を図ることのできるスキルをもつ「専門家」が適切な役割と権限をもって関わる必要がある。この際、多様な側面から複数の専門家が関わるのがより望ましい。金石・大野地区でも、大学と地域をつなぎ、行政に働きかけて支援策を引き出し、アーティストとの連携を進め、さらに新たな専門家も多数呼び込むなど、事業全体を推進するうえで、地元の要請により関わったまちづくりの専門家が重要な役割を果たしていた^{文33)}。また、歴史まちづくりでは、町家や工場建物など古建築の改修やリノベーションの技術に精通する者の知見が欠かせず、それが特質であるともいえる。金沢市では技術者の養成を全市的に手掛けている一方で、金石地区では地域に住む建築家が自らの事務所の改修を通じひとつの活用モデルを示す例も出てきているなど、歴史を活かしたまちづくりにおける専門家の関わり方は一層多様性が求められている。

3. 台湾における歴史・文化を活かしたまちづくり

3.1 歴史・文化を活かしたまちづくりに関する主な制度

台湾では文化資産保存法のもと、建造物群や文化景観として面的に広がるエリアの文化資産指定が可能であるが、こうした面的保全の概念は 2000 年代以降に導入されたものである。一方、都市計画制度ではゾーニングの一種として特定専用区の区分が用意されており、地区を定めて詳細なコントロールをかける仕組みとなっている。

まちづくり全般に関する動向としては 1994 年に始まった社区総体营造政策が大きな転機となった。文化建設委員会による提唱であるがボトムアップ型の参加型まちづくりを志向しており、その後のコミュニティのエンパワメント重視につながっている。まちづくりの手法としては、文化・クリエイティブ産業を地域・経済発展に活かす文化創意産業政策が 2000 年代以降、広く盛んに展開している。国の政策として始まり、自治体や民間でも取組みがみられる。



図 3-1 台南市の行政区分：安南、安平、南、北、東、中西区が旧台南市。中西区が市中心市街地にあたる。（位置図は台南市 HP より）

本研究では、2024 年に開府 400 年を迎えた古都台南を特に取り上げ、都市計画制度の適用がみられる安平地区の保全、歴史・文化を活かしたまちづくりに関する具体的な行政施策、および民間団体の活動について整理・分析を行う。台南市はオランダ、鄭氏、清朝、日本による統治を経て今日に至るが、さらに原住民族もあり、歴史と文化が豊かに積層する。2010 年には旧台南市と旧台南県が合併し、直轄市となっている。

3.2 歴史地区のトップダウン型保全：安平地区

1) 道路拡幅の計画と歴史地区の保全

17 世紀にオランダの統治拠点だった安平地区は清朝時代に一度は廃れたものの、1858 年には開港場に指定され国際貿易港として栄えた地区である。当時の商社の建物が 2 棟残り、古蹟指定を受けている。古い地区ゆえに、通りは細く、くねっており、日本統治時代に道の拡幅と直線化が 3 本の老街について決定していた。道路拡幅に関しては、特に地域外の専門家らを中心に反対意見も上がったが、地域住民の間では利便性・安全性等の面から拡幅賛成派が多く、最も古い道とされる延平街で 3m から 6m への道路拡幅が 1990 年代に実施され、沿道の建物は道路に沿って建物前面部分が切断された。断面に対するファサードの復元が約束されていたものの、市長交代と時期が重なり、約束は果たされず、住民たち自身が適宜壁を設けていた。

延平街の道路拡幅とそれに関わる賛否両論は全国ニュースともなり、台湾全土で歴史保存への認識が広まるきっかけともなった。安平地区でも、残る 2 本の老街である中興街と効忠街では結局拡幅されていない。

2) 都市計画制度による地区指定と修理修景

安平地区については、歴史文化資産と水辺空間を総合

的に計画する「安平港歴史風貌園區計画」の策定が2003年に開始された。これは、行政院による「挑戦2008：国家發展重点計画」の「観光客倍增計画」に組み込まれたものであり、歴史保護、自然保護、コミュニティ開発、地域開発の4つの柱をもつ。2003-2007年の計画として承認をうけ、中央政府より30億元の予算が配分された（計画期間は後に2010年まで延期）。

風貌区計画推進のため2006年には「安平港歴史風貌園區特定区計畫」が策定・公布された。2008年には安平舊聚落歴史風貌維持更新計畫が策定され、その一環として建築物の修理修景が着手された。

事業にあたっては特別規則がつくられ、元の立面に戻すこと、5年間は修復した状態を維持すること等の補助条件が定められた。3億元の予算が用意され、公有の建物を改修した後、指定された「歴史核心エリア」内の個人所有の建物について、申請制で全額補助により改修が行われた。市で設置した旧集落建築審査委員会での審査を経て6年間で79件の改修が実現したが、予算枯渇により、およそ30件は申請が間に合わず改修できていない。

なお、当時は高さ規制等の都市計画規制がかかっていたが、現在は規制が撤廃されており、どのような建物も法律上建設可能となっている。また、現在は修理補助等のハード支援の仕組みはなく、行政による支援は住民活動の推進支援などソフト面にシフトしている。

3.3 歴史・文化を活かしたまちづくりに関する文化局の施策

1) 歴史街区振興自治条例

台南市では2012年に歴史街区振興自治条例が制定され、文化局文化建設科が所管している。地区を定め、歴史を活かした振興計画を策定し、都市整備や補助金による民間の取組み支援を行っていくものであり、これまで5地区で計画が策定されている。台南市の中心部である府城地区には約1万件の古い建物があり、行政が文化財保護の手法で保存していくことが現実的ではない中で、補助事業を通じた地域コミュニティの意識と活動の育成、街区単位でのリノベーション等が意図されたものである。当初は整備事業を行う街区を行政主導で決定していたが、事業の進展を目にする中で環境改善を自ら提案する地域が出てくる例もあったという。文化局担当者からは、歴史街区はモデル地区として波及効果を生み出す役割ももつものであり、方向性を示すのが行政の役割との見解も聞かれた。

2) 老屋再生に対する支援

歴史街区振興自治条例では都市の古民家である老屋に対する補助制度を設けており、歴史街区振興補助辦法に

よって詳細が定められている。古い建物が負担ではなく、資産になるように変えていきたいという考えが補助制度の背景にはある。

本制度での老屋とは1971年以前の建物を指し、同辦法では、補助部門として、老屋の修繕（上限80万円）、文化事業による老屋活用（上限月1万円の賃料補助）、教育推進（上限20万円）、その他の4つが挙げられている。しかし、2022年度より文化経営は公募がなく、老屋の修繕計画の設計に対する補助が新たに加わっている（上限20万円）。支援対象は、修繕と設計は老屋の所有者あるいは使用者、教育推進は社区發展協會、文史工作室、古都保存再生文教基金会、その他法人団体等である。

2017年には中央政府も私有の老屋の再生補助制度を創設している。台南市の場合、市と中央政府を合わせて、過去10年で1億3千万元の補助を行っており、それに対し、所有者ら側からは3億3千万元の支出があるという。行政から強力に介入せず、インセンティブを与え、持続させるというのが台南市のスタンスとなっているが、市内の老屋の総数に対し、補助金申請が増えていないというのが実際の状況である。

なお、老屋再生への補助は優先地区が定められており、後述の古都保存再生文教基金会は、特定地区への老屋の保全・活用の集中は不動産価格の不適切な上昇を招くという懸念を示している。

3) 文化局におけるまちづくりの促進

台南市では、文化局のほか、社会局や都市發展局もまちづくり活動への支援メニューをもつが、文化局では特に歴史・文化を主体とするまちづくり活動の支援を行っている。上述の老屋再生や、歴史や産業と併せたまちづくりの推進は文化建設科が担当しているのに対し、まちづくり（社区營造）一般は文化資源科が担当している。文化資源科によるまちづくりへの補助事業は1980年代に台湾全体の社区總体營造事業が開始された時に設けられたものである。歴史文化資産に特化したものではないものの文化的な活動が対象であり、地域の文化行事への補助申請などもみられる。なお、文化建設科は、以前は博物館等文化施設の建設等を所管していたが、現在は歴史街区事業の担当という性質から、建築史などの専門性を持つ人材も採用されている。

3.4 歴史・文化を活かしたまちづくりに関する都市發展局の施策

1) 「台南築角」事業

①概要

台南市では2011年より台南築角計画という提案型の街づくり補助事業が行われている（所管：都市發展局地景規画工程科）。空間の改良を最も重視した取組みであり、

1) 地域コミュニティ：空間整備を行いたい場の提示，
2) 行政：地域の提案の集約，および空間設計関連学科をもつ国内の大学での広報，3) 学生：空間整備の提案，
4) 行政：コミュニティと学生のマッチングおよび複数応募案件についてはコンペの実施，5) 学生：マッチした案件について施工計画をまとめ夏期休暇中に施工，というプロセスで事業が設計されている。学生の提案はコミュニティとのマッチング後，住民やプランナーと協議し，改善したうえで施工される。

事業背景には，高齢化によるまちづくり活動鈍化の恐れ，公共空間や緑地の不足といった台南市の社会状況があり，2011年の縣市合併を契機として事業が開始された。台南市全体が対象ではあるもの，旧台南市は地価が高く遊休地も少ないため，自ずと旧台南県での事業が多くなっている。

②事業形態

台南築角事業では，台南築角，駐村計画，基礎型の3つの枠があり，助成額はそれぞれ30～45万円，45～80万円，10～25万円である（2023年度）。台南築角は上述のプロセスを経て実施されるものである。駐村計画はステップアップの仕組みであり，台南築角を経験したグループが申請できる。台南築角で実施した事業を発展させる提案でも新しい事業計画でも申請が認められている。基礎型は，台南築角で学生とのマッチングが叶わなかった事業について，コミュニティ自らが計画，整備を行うものに補助を出すものである。整備地は5年間の公開が求められるが，場の維持管理に関する経費は2年目以降は自己負担となる。

③運用状況

地域からの提案は全体として減少傾向にあり，提案者が重複する状況もみられている。一方，参画する大学・学生団体は多く，地域からの事業地の提案数に対し，2～3倍の学生提案があるという。高齢化が進む状況に対し，学生の活力を取り入れ，活性化させようとしているところに事業のひとつの特徴があるが，両者のバランスをみれば制度設計は再考が必要な状況といえる。

なお，台南築角は必ずしも歴史・文化の保全・活用を事業内容として要さない。しかし過去の補助事業をみれば地域の歴史・文化を取り入れたものも散見される。実際，学生が作成する計画書書式には「人文地産」の項目が設けられており，まちづくりのひとつの基層として地域の歴史・文化が捉えられていることが窺われる。

2) 台南築角の実践事例

台湾南部の嘉南平原に位置する麻豆地区は台南市中心部からおよそ40km北に位置する。内陸のまちであるが，古くは内海に面し，港として発展した歴史をもち，清の時代に遡る古い建物も多い。現在は街の周囲には農

地が広がり，文旦の産地としても知られる。

近年，芸術祭でもよく知られており，まちづくりに関する複数の動きや団体がみられるが，地元で活動する団体のひとつに「倒風雅客」という団体がある。さまざまな活動意欲をもつ若者たちの場所づくりや地域における産業と文化の育成等を目的とし，麻豆の中心市街地から若干外れた集落にある三合院の古民家をオフィス兼活動空間として改修して拠点としている。また，周辺の遊休地を再構成し，木工や金属による制作工房なども展開させている。

そうした活動を展開するうえで，台南築角が活用されている。団体主宰者の王俊淵氏は自身が建築士かつアーティストであり，学生グループへの専門的・技術的支援も行っている。建築系学部の学生や出身者が団体メンバーにもなっている。これまで台南築角と駐村計画を含む，計3度の補助をうけている。また，拠点としている三合院の保存活用には文化局による老屋再生への補助金を得ており，総経費の半分のみの自己負担で改修を実現させている。台南市では「文史工作室」として民間団体を認定する仕組みももっており，倒風雅客も倒風内海文史工作室として登録し，事業申請を行ったものである。

こうした建物や空間の再生においては地域の伝統産業や文化への配慮もみられる。例えば，麻豆地域は古くから柚子の産地で，柚子酒の製造・販売等も行われており，建物自体は柚子栽培を教える場でもあった。その文脈を踏まえ，建物は「柚香学堂」と名づけられ，伝統建築の修復技術や建物の特徴についての教室など，さまざまな講座も団体主催または持ち込み企画で開催されている。実際，柚香学堂の修理・活用を開始して以降，周辺地域の三合院の所有者から保存・修理のプロセスを尋ねられるようになったといい，波及性が見込まれる。

3.5 民間の動向：専門家団体「古都保存再生文教基金会」の取組みについて

1) 古都保存再生文教基金会について

台南市に拠点をおく古都保存再生文教基金会（以下，基金会）は古都台南の保全・再生に関する人材育成と活動推進を目的とする建築士や建築分野の研究者を中心としたNPOである。台南市には寺廟，近代建築等の指定文化財も多いが，指定対象にはなりがたい数千の老屋も残っており，基金会はその保全・活用に創設以来取り組んでいる。以下にその代表的な取組みを概観・考察する。

2) 老屋の保全・活用の振興運動「老屋欣力」

老屋の保全・活用を振興する運動「老屋欣力」が2008年，2010年，2014年，2015年の4度，実施された。老屋のよさを活かした良い暮らしの振興を目的とする。具体的には，良質な保全・活用事例を顕彰する老屋欣力賞

を2008年、2010年、2015年に、専門家が選ぶ老屋模範賞を2008年、2014年、2015年に、市民が投票する老屋人気賞を2008年、2010年に選出している。

この間、老屋人気の高まりに伴う投資家らによる不動産購入、違法な経営、過度な改造、地域に不調和な活用、過度の利益主義等をうけ、基金会の取組み方法には展開がみられる。ひとつは、老屋での暮らし、老屋のある都市空間を展示するイベントの開催である。古い外観をもつ建物であることに単に価値をおくのではなく、老屋を通して昔からの生活文化や地域での良質な暮らしのあり方が表現されることを重視し、建築デザインや建築材料、家具や生活用具、路地空間と老屋の関係性、敷地内のセミパブリックの空間等が紹介された。

老屋の保全・活用の理念として、建築、改修、維持管理、理念、グリーンエネルギー、環境、故事の七大価値指標も定められた。地域と社会の中で生き続ける建物であるためにどのように使い続けるかが検討された指標となっている。顕彰にあたっては、七大指標に合致していること、同一経営者が同じ建物を3年以上経営していること、文化・教育・環境・コミュニティに顕著な貢献をするものであることを要件とするようになった。

3) 老屋の保全・活用に関する講座「老屋学校」

老屋の保全・活用に関する知識を提供する講座「老屋学校」が2014年から開かれている。老屋活用がブーム呼ぶ一方、一般市民はそのために十分な知識をもたないことから開始された。初級と上級の2コース設定であり、初級コースでは、老屋の基本的理解、活用のトレンド、関連法規、所有権と賃貸、構造類型・損壊の仕方・維持管理、修復と補強、防火、施工管理と見積、環境に配慮した設計といったテーマが扱われる。上級コースは初級コース修了者を対象とし、モザイクやタイル、洗い出し仕上げ等の建築装飾が主に扱われる。上級コース修了者には基金会在設ける「老屋相談士」認定制度への申請資格を与えている。老屋相談士の認定をうけると、基金会在行の老屋診断の業務受託が可能であり、市民からの保存・活用の相談に応じることができる。文化財のような公的な位置づけを得ていない建物だからこそ、まちの中に理念を共有し知識をもつ仲間を増やしていくことは重要な意味をもつと考えられる。

また、伝統技術をもつ職人は減少する中、老屋の保全・活用を希望する人々が適切な技術者を見つけられるよう、伝統的建築部材の提供、施工管理、伝統工法の施工、改修・修繕設計、内装に関わる事業者等の紹介冊子も2023年から作成されている。

4) 基金会の取組みの特徴

老屋人気が高まる中で、基金会は保全・活用の普及か

ら質の向上へと活動を転換させてきた。歴史的建造物の活用の質は日本でも課題であるが、指定文化財ではないために規制が難しい面もある中で、価値指標を打ち出し、望ましい保全・活用を理論化している点、権利関係者や建築事業者だけではなく、広く市民の意識啓発を図っている点、市民参加型の活動を継続している点は示唆に富む。また、古い建物と生活文化をひとつのプラットフォームとして現代の生活を創造するという考えは一貫しており、それを現代の文化として定着させようとしているようにも捉えられる。理念の一貫性と、広い視野に立った活動の展開と戦略性が、基金会の取組みの特徴といえる。

3.6 台湾の状況に関するまとめと考察

以上、台南市における時代の異なる官民の様々な取組みを概観してきた。政策・施策のひとつの大きな特徴として、1990年代～2000年代の保全の代表的事例である安平地区のトップダウン型の手法と、2010年代の市民の活動支援の手法の違いにみられるように、主導から支援へという行政の役割の変化を指摘できる。トップダウン型は一時的には取組みが前進するものの、持続性を担保するためには異なる仕掛けが必要であろう。

一方、活動手法が市民主体に転換しつつあることは、専門性やノウハウに対する新たなニーズを生む。台南築角が学生を巻き込んでいることは、若い活力を地域に取り込むというだけでなく、専門家の卵である大学生と大学教員の参画によって専門性が担保されることにもつながっていると考えられる。実際、麻豆の事例からは、空間整備に関する専門性をもつ人材が地域にいたることが、個別事業を創り、動かす源になることも窺わせる。翻せば、市民発意でまちづくり活動を進めるということは、活動を興し、持続させることのできる人材を地域に育てる必要性を生むものである。基金による普及活動はそうした地域を育てる視点を強くもつものといえる。

全体としては、大学生や市民をまちづくり活動に取り込む動きや市民主体の動きが散発的にみられる状況、専門的知識をもつ層による啓蒙的活動は台湾の特徴とみることができる。個々の多様な動きがいかに連携し、相乗性をもちうるかは、活動と地域の持続性の重要なカギになると考えられる。

4. 韓国における歴史・文化を活かしたまちづくり

4.1 歴史・文化を活かしたまちづくりに関する主な制度

韓国の文化遺産保護法には日本の伝建地区に相当する面的保全を目的とするカテゴリーは存在しない。ただし、建造物・構造物等の文化遺産指定により周辺地域は歴史文化環境保存地域として一定の行為規制を受けるため、それが歴史・文化を尊重した面的コントロールとなって

いる。都市計画法では、景観地区、保護地区、高度地区等の用途地区があるが、歴史・文化の保全に関しては、地区の特性に合った詳細なルール設定が可能な地区単位計画が用いられることが多い⁴⁾。

歴史・文化を活かしたまちづくりとしては、都市再生事業として行われる例も多くみられる。韓国では2013年に都市再生の活性化および支援に関する特別法（以下、都市再生特別法）が制定され、自治体が申請し国が補助を行う仕組みが整備された。以来、全国各地で都市再生事業が展開されている。コミュニティレベルの地域再生事業から、大規模再開発事業といえるものまで事業のタイプには幅があるが、大都市を除けば、ハード整備を伴うコミュニティ再生としての側面が強い。歴史・文化の保全活用が必ずしも求められるものではないが、事業地の特質に応じ、固有の歴史文化資源の保全活用も重視されている。

本章では韓国における事例として、国指定文化遺産隣接地域において都市再生事業を行った水原市、および美観地区や地区単位計画を活用しながら面的保全を進めてきた全州市を取り上げる。

4.2 事例1：水原市

1) 水原市の概況

水原市は李氏朝鮮時代の19世紀末につくられた計画都市であり、ユネスコ世界遺産にも登録されている水原華城を中心として発展してきた。首都ソウルからおよそ35km南に位置し、京畿道の道庁が立地する。人口は120万人を越え（2024年8月31日時点）、特例市の位置づけを得ている^{注6)}。市街地は水原駅の東西両側に形成されてきたが、旧市街地が位置する東側は文化遺産の周辺環境保全のための高度制限もあり発展が遅れてきた。また近年は郊外での新都市建設が進んでおり、旧中心部からの人口流出が懸念されている。

2) 行宮洞地域における歴史・文化を活かしたまちづくりの経緯と取組み

①水原市行宮洞地域

水原市ではこれまで5件の都市再生事業が実施されているが、なかでも、行宮洞地区では歴史・文化を重視した再生事業が行われてきた。

行宮洞は華城城郭内の市街地の中心エリアであり、786,749m²の広がりをもつ（図4-1）。国の文化遺産指定を受けている水原華城およびその城門に隣接するため、建設行為の規制が厳しく、開発ができず衰退が進んでいた。そのため地域活性化を目的とする都市再生事業が計画された。都市再生特別法に基づく補助金を得た都市再生事業は2016年から2022年にかけて実施されたが、それ以前にも地域再生の取組みがみられることから、以下



図4-1 水原華城地区単位計画（変更）（2020）をもとに作成；赤線内が行宮洞地域

に、2013年に実施された生態交通村事業、および2016年～2022年の年再生事業の概要をまとめる。

②生態交通村事業2013

行宮洞では2013年に地区を限定したカーフリー事業「生態交通2013」が行われている。気候変動やその他環境リスクがある中、化石燃料の継続的使用に問題意識がもたれ、徒歩と自転車移動する1か月の実験的な事業が行われた。旧市街地である行宮洞では、広い道路や駐車場を以前から住民が要望していたが、カーフリー事業を通じて、車なしの生活の可能性に地元が気づき、それが文化財に対する意識を見直すきっかけになったという。結果として、古くからの通りと建物からなる空間構造と雰囲気ある環境が維持され、人々が集まる場となっており、外部資本のテナント進出も一部みられる。事業期間終了後は、2016年に始まる都市再生事業や関連する都市景観事業が導入され、ハード整備が進められている。

③歴史文化に着目した都市再生事業（2016～2022）

i) 水原都市財団

水原市では2016年に都市問題の解決に取り組む外郭団体として都市財団が設立された。人口100万人を超えた後も広域市指定がされず、金銭的、人的リソースが不足する中、多分野にまたがる多数の都市問題に対応する新たなガバナンスの仕組みが必要とされていたことが背景にはある。

財団は都市部門と経済社会部門をもち、都市部門に都市再生事業の推進を担う都市再生支援センターがおかれている^{注7)}。都市再生支援センターは都市再生事業の実施地すべてに現場支援センターを設けて職員を配置して

おり、ニーズの把握も含め、住民とのコミュニケーションが図られている。物理的な近さはひとつの特徴と考えられる。

ii) 行宮洞における歴史・文化を活かしたまちづくり
行宮洞地区における都市再生事業は、当初は5か年事業の計画であったが、進捗を鑑み延長された。予算100億ウォンは国と市が折半している。水原市では、韓国でも最も尊敬されている朝鮮時代の王の一人である正祖がつくった都市であることが市民のアイデンティティと誇りのひとつの源になっており、城郭内の行宮洞の地域再生は都市の固有の歴史・文化を核に進められた。

事業はコミュニティ強化、文化創造、コミュニティビジネスのプラットフォーム形成を3本柱として計画された。具体的には、地区の歴史や謂れを活かした路地整備や壁画づくり、景観整備のための建築物の修理支援、かつて行われていたマッコリ醸造のコミュニティビジネスとしての再興、空き家を改修した子供向け図書館や高齢者の活動場所の創造、伝統市場や祭の支援等が行われた。地域拠点として交流センターも建設され、その一角でコミュニティビジネスとして住民がカフェを運営している。

事業推進にあたっては、都市再生の活性化と支援に関する条例に基づき、住民協議体がつくられ、住民参加の場となった。事業期間終了後は住民協議体を移行するような形で住民協同組合が組織されており、交流センター内のカフェの運営や地域解説士としての活動等が続けられている。ただし、事業終了とともに補助金も終了したため、個々の活動からの収益が住民活動を持続させるための資金源となっている。また、現場支援センターも事業終了とともに閉鎖されているため、都市再生支援センターによるコンサルティングが主な支援措置となっている。そのため、事業終了後に地域が自立できるよう環境とリソースを整えていくことの重要性が認識されている。

3) 取り組みの影響と課題

①住民意識の変化

生態交通村事業とその後の都市再生事業はいずれも行政主導で始まったが、その実践プロセスでは住民が参加している。住民へのヒアリングからは、そうした経験を経て、参加し、意見を述べることで地域や暮らしの変化につながることに気づいたとの声が聞かれた。そうした住民が都市再生事業の事業期間終了後の自立した活動を支えるメンバーになっている。

②まちの人気の高まり

事業を経て整備された歴史的文化的文脈を尊重した古いまちの環境や壁画が描かれた通りは、地域固有の魅力となっている。雰囲気ある街並みは、映画やドラマのロケ地として選ばれ、週末に若者が訪れる場所ともなったが、その結果、不動産価格の上昇が生じており、対策

の検討が始まっている。

③賃貸料上昇をコントロールするための取り組み

不動産価格が上昇し、投資・投機的な不動産購入が増加している。不動産価格が十分に上昇したところで売却し、出て行ってしまえば、都市が空洞化することが地元では懸念されている。そのため、水原都市財団では住民・賃借人らとの協議を通じた賃貸料のさらなる上昇を防ぐための取り組みを行っている。

水原都市財団からは、賃貸料を制限する共生区域の設定が提案されている。最も活性化している地域から3段階でエリアを広げていく計画となっているが、すでに外部資本が多く参入している中心部において、元々の住民は賛同するものの、後から入ってきた住民の賛同を得ることが難しく、同意率は50%程度という。なお、地域商圏を活かすため、大型流通店舗の新たな流入は認められておらず、フランチャイズ店舗の営業は市による支援対象外となっている。

4.3 事例2：全州市

1) 全州市の概況

全州市は全北特別自治道道庁が所在し、人口およそ64万人の都市である。後百済の首都かつ李氏朝鮮時代の全羅道の首都という歴史をもち、古くより行政の中心であった。全州川の流れに抱かれるように都市が形成され、城壁と城門も建設されたが、周辺の町々とつながる街道も走り、市場が形成され、流通・往来の中心という機能も有していた。日本統治時代に城壁の取壊し、道路整備等がなされ、都市計画が行われた。現在は旧城壁の南東の外側に韓屋がまともに残り、古い町並みを創出するエリアが広がり、一大観光地となっている。

2) 韓屋村における歴史・文化を活かしたまちづくりの経緯と取り組み（表4-1）

①韓屋村の地域について

韓屋村とその周辺に現在のこる古い韓屋は、1920年代以降、日本人によって住宅として建てられたものが多い。また、周辺の農村地域には両班と呼ばれる富裕層が居住しており、彼らによって建てられた韓屋も残る。韓屋村周辺での韓屋の建築は1970年代まで続いていた。

表4-1 全州市韓屋マウル地区の保全措置の変遷	
1977	行政命令により韓屋保存地域の指定（行政命令）
1987	都市計画法に基づく第4種美観地区指定に変更
1995	美観地区指定を廃止
1999	伝統文化特区基本・事業計画を策定
2000	基本事業計画に基づき、地区単位計画を策定
2002	全州韓屋村保存支援条例を制定
2006	地区単位計画改定（韓屋以外の建築の禁止等）
2013	地区単位計画改定（地下階、2階以上の建築を制限）
2023	地区単位計画改定による規制緩和

②行政の取組みの経緯：凍結保存から観光開発へ

韓屋マウルの保全は 1977 年に行政命令として「韓屋保存地域」が指定されたことに始まる。行政命令は法的拘束力をもたないが、韓屋以外の形態での建築申請には許可を出さないことで保存を成立させていた。しかし、高圧的手段による凍結保存に対する住民の反発は強く、1987 年に行政命令が解除された。新たに都市計画法に基づく第 4 種美観地区が指定され、様式にかかわらず 2 階建て以下の建築が許容されるようになる等^{注8)}、規制が緩和された。背景には凍結保存がもたらした地域の衰退も影響している。建築行為が規制され、発展が見込めない中、金銭的余裕のある住民が流出し、スラム化につながっていたため、方針の再考が必要となっていた。しかし、住民に不満はなお残り、また財産権侵害の指摘もあったため、1995 年には美観地区指定が廃止された。5 階建て以下に制限する高度地区指定のみとなり、一般的な中層の集合住宅の建設が進んでいった。

そうした中、全州が 2002 年日韓サッカー W 杯の一会場となることが決まると、韓屋は資源として捉え直され、地域再生と観光開発を併せて推進する手段として韓屋を観光資源化する韓屋マウル造成事業が始まった。1999 年には伝統文化特区基本計画・事業計画が策定され、暮らしの場であり続けることが観光にとっても大切との考えのもと、住宅整備から都市環境整備まで総合的に計画された。計画には路地の保全、街路整備、韓屋の建築・修繕等への支援等が盛り込まれている。2002 年には全州韓屋村保存支援条例が制定され韓屋の建築・修繕等への補助金制度がつけられた。2000 年には、都市計画法下の地区単位計画が策定され、ゾーニングや各エリアでの建築の形態・意匠等が定められた。地区単位計画はその後住民の要望をうけ、2006 年に韓屋以外の建築を禁止する内容に補完された。さらに 2013 年には、韓屋村の商業化を防ぐため、地下階の設置を禁じ、地上は 1 階建てのみに制限する改定がなされている。

一方、2023 年の地区単位計画改定ではそれまでの規制が大幅に緩和された。メインストリートである太祖路・銀行路に限り地上 2 階まで認められ、韓屋村全域において、地下階が認められることとなった。また、韓屋村への飲食店出店は韓国の伝統料理を提供する店舗のみに認められていたが、すべてのタイプの飲食店が認められるようになった。

③保全のための施策・ツール

i) 住民への補助制度

全州韓屋村保存支援条例のもと、伝統都市韓屋の新築・増築・改築に対し、補助率上限 2/3 かつ補助額上限 5000 万ウォン、伝統都市韓屋の修理・修繕に対し、補助率上限 2/3 かつ補助額上限 2000 万ウォンの補助が設けられている。伝統都市韓屋として認められる要件は地区

単位計画に定められているが、その中でも、住宅を唯一用途とするもののみが補助の対象となる。条例制定当初は良好な状態の韓屋の密集地区とその他地区とで上限額が異なっていたが、2010 年の条例改正により同額となり、インセンティブが拡充された^{文5)}。

しかし、この補助制度については、状態が良好な既存韓屋を取り壊して新築する例、増改築をしたのち、商業施設に用途変更する例、投資手段として補助金が使われている例などが指摘されている。一方、市条例では、修理修繕や新增改築への補助を得た韓屋について、10 年間は撤去、滅失、用途変更は許可制と定めており、法規の有効性の課題が指摘される。

ii) 保全のためのガバナンス

韓屋村における用途変更や建築行為など、あらゆる現状変更行為は許可制であり、保存委員会による審議を要する。保存委員会は副市長、市関連部局局長、学識経験者、住民代表者で構成される。住民委員は代表制を考慮したうえで市によって選出される。行政と市民のチャンネルとしては、必要に応じ、商店街連合会、宿泊体験協会等、多様な地域の団体と市都市整備課が協議し、市長や保存委員会に報告があがることもある。

3) 地域への影響と課題

①住民意識の変化

韓屋村地区の保全は元々 1970 年代にトップダウンで高圧的に始まり、その後、規制の導入・解除が繰り返されたことから、韓屋マウル造成事業も住民からの反発は強かった。しかし、W 杯で多くの観光客が訪れたことや、地域内での韓屋の整備事例にふれる中で、韓屋を資源として維持していくことに積極的になったことが明らかにされている^{文6)}。そうした中、商店街連合会や宿泊体験協会など複数の住民団体が生まれ、道路まではみ出して商品を並べない等の自主ルールがつけられる例もみられた。外部からの評価や規制に対する恩恵があることの重要性が示唆される。

②観光ブームに伴う地価上昇と地域の変化

観光客数は 2000 年には年間約 35 万人だったが、2005 年には 100 万人を超え、2009 年には 280 万人を超えた。今日では年間 1000 万人以上が訪れている。2000 年前後には 2 軒しかなかったホテルも数を増やし、さらに多数の民泊施設が存在する。

観光地として人気が高まるのに伴い、地価が上昇し、非居住施設の割合も高まっている。店舗の多くはテナントであり、不動産所有者が直接経営している店舗は 1 ～ 2 軒という。また、以前は 1 室でも居住用とすることを条件に店舗営業の許可を出していたが、韓屋マウルの韓屋は規模が小さいため、住居と店舗の共存が現実的に困難であったことから、居住の条件は今日では外されてい

る。市からは住んでほしいという要望は公示しているものの、法的拘束力はもたないため、韓屋マウルの外に住する人が多い状況にある。

③全州全体への影響

韓屋マウル造成事業によって地区が再生されたことは、全州市全体の再生に影響を及ぼしている。当初は韓屋マウルに観光客が集中していたが、近年は市内他地域への訪問も増えており、市全体の活性化に寄与している。

4.3 韓国の状況のまとめと考察

以上、歴史・文化を活かしたまちづくりの経緯も手法も異なる2地区の状況を概観した。

多額の補助金を得て環境整備を進めた水原市行宮洞地域では補助事業終了後の持続性担保、環境の変化に伴うホットスポット化が今後、向き合うべき課題となっている。その際、都市財団という外郭団体の存在は、住民をサポートする存在として、また官民をつなぐ存在として意義あるものと考えられる。

一方、全州市韓屋村は、経済活性化という点のみをみれば目的を果たしているが、住む場所としての本来の姿は失われている。地区単位計画はチェーン店の進出を認めていないが、全州とは関わりのないコンテンツをもつ店舗が並ぶ様子からはテーマパーク化を否めない。暮らしのある観光地となるためには、地域の将来像に関心と責任をもつことのできる「住民」をいかに育むかが重要と考えられる。

なお、韓国では人口100万人以上の自治体では研究院の設置が認められており、水原市も全州市も研究を通し、市政を支えるも研究院をもつ。そうした公的な専門機関も、地域の将来像を描き、その実現手段の検討・実践に有用なものと指摘できる。

5. 歴史・文化を活かしたまちづくりとコミュニティ持続性向上の要件

5.1 韓国・台湾の事例に見る取組みの特徴

単に住民、行政という2区分ではなく、両国とも多くの主体や多様な属性の者が歴史・文化を活かしたまちづくりに関わっている。当然一般市民も重要ではあるが、地元とみなされる体制や構造の中に、学識者や建築家といった、専門的知見を有し、歴史・文化に対する造詣や想いをもつ人々があり、活動の支柱となっている様相がある。日本のまちづくり活動では一般市民がフラットに役割を果たしており、キーパーソンが特段の専門的な知識や経験を有する人ではないことも珍しくないが、台湾・韓国では市民の中でも知識層とみなされる人々の存在と牽引の重要度が高い状況がみられた。

また、両国ともに、制度創設や支援策の適用対象の決定等は行政内で進められてきた面があるが、近年は行政

は中心的役割から、意欲ある地域への支援役・黒子役へと変わってきている。これは日本でも同様の傾向がみられるが、経済や社会構造の発展に伴って市民社会が成熟してきたこと、民間の活動が活発化してきたことが、その背景と要因であると考えられる。

しかし、行政の役割が現代においても重要であることは変わりなく、むしろ多様化する社会的なニーズや活動にいかに応じるか、積極性と工夫が一層問われる。その点でひとつの要点となるのが行政内部の組織体制や、行政の政策支援の体制である。歴史まちづくりに関わる主部署としては都市系部局と文化系部局があるが、どちらが主に所掌しているかは、政策・施策の具体策に影響を及ぼす。日本と比較すると、台湾・韓国では歴史・文化のそもそもの位置づけの優先度が高い。筆者らの過去の調査でも「文化遺産に関する法律は都市計画法の上位法」という発言を市都市計画部局の職員から得ている^{文7)}。そのような社会背景もおそらく影響し、今回の調査でも市街地整備を伴う事業を文化系部局が担っている例がみられ、日本との状況の違いを指摘できる。ただし、都市系部局と文化系部局で緊密な連携があるということではなく、役割分担の上それぞれに施策実施に努めているところは日本と同様といえる。

行政の外部組織の活用も、日本と韓国・台湾では異なる状況がみられた。韓国の自治体では、近年、政策研究院と呼ばれる組織が設置され、都市・まちづくりの政策立案や実務を担うという動きがあるが、今回の対象都市でも研究院が存在している。加えて、コミュニティ支援策の運用を担う財団を設立する例もあり、水原市がそのような形を採っている。研究院や財団は外郭団体であり、形式上は行政とは別組織だが、事実上、行政の一部として機能している。これには行政内の異動や組織改編に影響を受け過ぎず、専門性の涵養と施策の継続性の観点でメリットがあるものと思われる。日本では民間のコンサルタントや各種民間団体が発展しているのに対して、韓国・台湾では公共・行政の役割が相対的に大きいことも、このような体制を採ることが多い一因となつていよう。

加えて、韓国・台湾の自治体行政には、日本より国の政策の影響が大きいことも指摘できる。日本と比べて、国にせよ自治体にせよ、どの政党や政治家が政権を握るかによって政策が大きく変わる両国では、歴史まちづくりも公共事業的性格が強い。これは異なる前提として捉える必要がある。

5.2 歴史・文化を活かしたまちづくりの持続性

日本・韓国・台湾の取組みから、歴史・文化を活かしたまちづくりが地域社会の魅力の源泉として自然に捉えられており、その取組みは地域社会そのものの持続性に不可欠であるということが理念や姿勢として見受けられ

た。それは取組みを進めている組織や人には当然のこととして内包されているが、一方で担い手以外の一般社会への浸透は必ずしも十分ではなく、重要課題である。市民にせよ行政にせよ、先導的な人や組織が実際の取組みを展開しつつ、理念と活動を一般にも普及、浸透させていくこと、すなわち人や組織・体制などを育てる取組みが持続性をもって行われる必要があり、要諦のひとつであるといえる。

その際、行政の支援策の持続性も必要である。行政は具体的成果がみえない施策に注力し続けることが難しいが、成果の発現には時間がかかり、また持続そのものが重要でもあるまちづくりのような領域の場合、支援施策そのものを持続させる工夫が求められる。ただし、支援施策の継続にあたっては不断の改善や成果誘発が試みられなくてはならない。

また、主体や体制の重層化を図り、取組みの厚みを増していくことが歴史まちづくり活動、ひいては地域社会の持続性向上に重要な方向性である。まちづくりの主体としてまず官民という二元的視点から捉え、それぞれの役割や活動方策を考える傾向が強いが、実際にはきわめて多様な立場や目的の主体が存在する。それぞれに活動しつつも大きな方向性で共有・連携や協力・支援を図り、全体として重層的なシステムとしていくことが、歴史まちづくりの持続性に必要なことといえる。

6. おわりに

本研究では、歴史・文化を活かしたまちづくりとコミュニティ再生について、地域社会の持続性に資するという観点から調査分析し、考察を行った。社会背景や状況、文化等が異なる国々でも、具体的な手立ては異なりながらも、大きな方向性において理念や課題に共通するものを見いだせたことは本研究の大きな知見のひとつである。

一方、今後の研究上の課題も多く残っている。海外調査の制約もあって、行政および専門家集団のような組織が調査の主たる対象となったが、多くの「市民」の意識や活動を把握し理解することは、引き続き取り組むべき課題である。また、歴史をもった都市というある種先進的な事例をみたが、それが社会一般にどの程度共有されているのか、どう広めていくのか等は、広い視点から検討を進めるべき課題である。

さまざまに共通点と相違点をもつ日本・韓国・台湾の比較研究は、得られた知見の共有と通じそれぞれのまちづくりの検討に有効性をもちうることから、相互に資するところが大きい。今後も住民の声を聴取しつつながら比較調査・考察を進めていきたい。

<注>

- 1) 韓国の都市再生政策の経緯については、文献1に概説されている。

- 2) 歴史・文化を活かした住宅地再生に関する研究としては、スコッターを地域の歴史・文化を活かして芸術村として再生した事例について手法を明らかにした研究（蕭 2018）、低所得者層密集地域がパブリックアートを導入することで文化村として一大観光地に生まれ変わった事例について住宅地環境の変容を明らかにした研究（鄭 2015）などがある。〔鄭玉姫「韓国・釜山市甘川における文化村の展開と観光」『立教大学観光学部紀要』17, pp. 52-61, 2015；蕭閔偉「文化財としてのスコッターの保全・活用とそのプロセスに関する一考察 - 台北市・宝蔵巖集落における「宝蔵巖国際芸術村」の取組みを事例に」『都市計画論文集』53（2）, pp. 152-160, 2018〕
- 3) ヒアリング対象者は以下の通り。金沢市；文化スポーツ局歴史都市推進課、都市政策局企画調整課、経済局観光政策課。台南市；都市發展局地景規画工程科、文化局文化建設科・文化資源科、安平市公所人文科、古都保存再生文教基金会、NPO 倒風雅客。水原市；水原市都市財団、水原市都市再生課、水原市研究院。全州市；全北研究院。
- 4) 金沢市では景観法によって重点的に景観の保全・形成に取り組む区域として、「伝統環境保存区域」（68 地区）、「伝統環境調和区域」（14 地区）、「近代的都市景観創出区域」（14 地区）を指定し、総称して「景観形成区域」としている。各区域はさらに区分され、伝統的街並み区域は伝統環境保存区域の細区分のひとつである。
- 5) 金沢市令和5年度第5回まちづくりミーティング 大徳、金石町、大野町 校下（地区）レジュメ（金沢市広報広聴課 2023）を参照。
- 6) 韓国では広域自治体として、特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道があるが、基礎自治体のうち人口 100 万人を超える自治体に行政・財政等の権限を与え特例市とする制度が 2022 年に導入された。広域市も人口 100 万人が基準とされていたが、法定基準ではない。
- 7) 都市再生特別法により都市再生事業推進のために設置できると定められている。水原市では市条例でその業務内容を規定している。
- 8) 韓国の伝統的な暖房施設であるオンドルは床下に設置されるため、伝統韓屋は 1 階建てが基本であった。

<主要参考文献>

- 1) OECD “The Governance of Land Use in Korea -URBAN REGENERATION”, 2019
- 2) 埴正浩：「石川の歴史的資産を活かしたまちづくり一保存と再生と活用と」『季刊まちづくり』4, pp. 90-97, 2004
- 3) NPO 法人 GP ネットワーク「まちづくりセミナー2011 第4回講演録 講師：水野雅男氏 2011 年 1 月 7 日」(<https://gpnw.jp/?tid=100280>, 2025. 2. 2 閲覧)
- 4) 藤岡麻理子・中西正彦・鈴木伸治：「都市における土地利用コントロール制度と歴史的環境保全制度の関係に関する国際比較研究—日本・韓国・台湾における関連制度の比較分析から—」『都市計画論文集』53（3）, pp. 1109-1116, 2018. 10
- 5) 南海景：「[政策問題] 全州韓屋村保全政策と景観の変化」『建築と都市空間』2013 年 12 月号, pp. 58-67, 2013
- 6) Seong Hwa Jang：全州韓屋村造成事業の都心再生成果分析及、全北發展研究院，2010 [韓国語]
- 7) 藤岡麻理子・中西正彦・鈴木伸治：「都市における歴史的環境保全制度の自治体運用に関する日本・韓国・台湾の国際比較研究」『都市計画論文集』54（3）, pp. 998-1005, 2019. 10

<研究協力者>

王新衡 国立雲林科技大学文化資産維護系 副教授
李起培 社団法人 韓国地域振興研究院 研究企画室長